

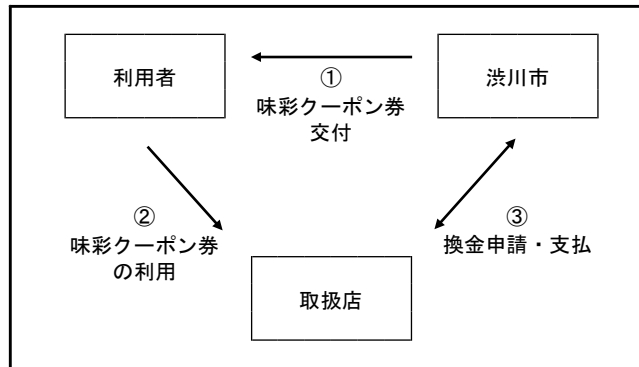
味彩クーポン券取扱店募集案内

1 目的

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人及び団体の利用が大幅に減少し、売上に大きな影響を受けている市内飲食店の利用機会の増進を目的として、食べて応援！味彩（あじさい）クーポン券（以下「味彩クーポン券」という。）を発行します。

これに当たり、以下のとおり取扱店の募集を行います。

2 味彩クーポン券の流れ



3 味彩クーポンについて

- (1) 名称 食べて応援！味彩クーポン券
- (2) 発行者 渋川市
- (3) 内容 1枚500円分の割引クーポン券（1セット6枚綴）
- (4) 利用期間 令和2年12月1日から令和3年8月31日まで

※ 味彩クーポン券には、当初有効期限「令和3年2月28日」と記載されていますが、期限を延長し「令和3年8月31日」まで利用可能とします。

(5) 取扱い

ア 味彩クーポン券は、取扱店が提供する飲食サービス（テイクアウト、デリバリーを含む。）の支払いに対してのみ、利用することができます。

イ 味彩クーポン券は、会計額の範囲内で割引可能な枚数を上限として、利用できる。

4 取扱店について

(1) 登録できる飲食店

取扱店に登録できる飲食店は、次の全てに該当する飲食店です。

- ア 市内に本社が所在する法人又は個人事業主が営む市内の飲食店
- イ 群馬県が実施するストップコロナ！対策認定制度の認定を受けた飲食店
- ウ 日本標準産業分類に規定されている飲食店

(2) 手数料等

登録に係る手数料及び換金手数料は、無料です。

(3) 取扱店の責務

取扱店は、次の事項を遵守していただきます。

ア 利用者が味彩クーポン券を持参したときは、「3 味彩クーポンについて」の規定に基づき、飲食サービスの提供を行うこと。

イ 味彩クーポン券の利用があった場合は、味彩クーポン券1枚に対し、500円を会計額から控除すること。

① 使い方の例

会計額が1,900円の場合は、味彩クーポン券を3枚まで使用可能です。

例Ⅰ 1枚利用の場合：1,900円(会計額)－500円(1枚割引額)=1,400円(支払額)

例Ⅱ 2枚利用の場合：1,900円(会計額)－1,000円(2枚割引額)=900円(支払額)

例Ⅲ 3枚利用の場合：1,900円(会計額)－1,500円(3枚割引額)=400円(支払額)

② 利用できない例

味彩クーポン券を利用する際の割引額が、会計額を超える場合は利用できません。

例Ⅳ 4枚利用の場合：1,900円(会計額)-2,000円(4枚割引額)=△100円(会計額超過)

ウ 利用者が持参した味彩クーポン券について、偽造、変造等による不正使用が疑われる場合は、受取を拒否するとともに速やかに市へ連絡すること。

エ 味彩クーポン券の再利用を防止するため、受け取った味彩クーポン券の裏面取扱店欄に必ず取扱店名を記入し、又は押印すること。なお、既に他の取扱店名等の記入があるものは、受取を拒否すること。

オ 味彩クーポン券の再利用、交換、譲渡又は売買は行わないこと。

カ 利用者から受け取った味彩クーポン券は、紛失、盗難、滅失、毀損には厳に注意して管理するとともに、換金期間内に換金を行うこと。

5 取扱店の申請・登録

(1) 申請方法

取扱店の登録を希望する場合は、「味彩クーポン券取扱店申請書」を記入し、群馬県が実施するストップコロナ！対策認定制度の認定証の写しを添えて、商工振興課へ郵送、FAX又は持参により提出してください。

申請書は、商工振興課窓口又は市ホームページ(<http://www.city.shibukawa.lg.jp>)からダウンロードできます。

(2) 申請期間

令和2年10月1日から令和3年7月30日まで

(3) 取扱店への登録

取扱店に登録した場合は、「味彩クーポン券取扱店登録通知書」と「取扱店ポスター」、その他関係書類を郵送しますので、ポスターを利用者の見やすい場所に提示してください。

(4) 取扱店の周知

市ホームページに店舗名等を掲載し、周知します。(随時更新)

6 換金について

(1) 換金申請

取扱店は、「味彩クーポン券換金申請書兼請求書」に使用済味彩クーポン券を添えて、市商工振興課窓口に換金申請をしてください。申請に基づき、指定された口座に換金額を入金します。

(2) 支払日について

換金支払日は、毎月5日、15日、25日を基本とし、当該日が休日の場合は、翌営業日とします。

支払については、例1、2で示すスケジュールで行う予定です。詳しい支払スケジュールは登録通知書に同封いたします。

例1 3月16日から3月31日までに申請をした場合→4月15日支払い

例2 4月1日から4月14日までに申請をした場合→4月26日支払い

(3) 換金申請期間

令和2年12月1日から令和3年9月30日まで

※ 味彩クーポン券裏面には、当初換金期限「令和3年3月15日」と記載されていますが、期限を延長し「令和3年9月30日」まで換金可能とします。

7 その他

(1) この募集案内に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

(2) この募集案内は、本事業の進捗状況等により随時見直すことがあります。

(3) ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

渋川市役所商工振興課

〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所第二庁舎

電話：0279-22-2596(直通) FAX：0279-22-2132